

日本国憲法と明治憲法

—表現の観点から—

安保克也

はじめに

昨今は、読売新聞社に続いて、産経新聞社も改憲草案を發表した。⁽¹⁾また、自民党なども、すでに改憲草案を發表している。

しかし、何故か、日本国憲法の九条や九六条の改正条項などには様々な見解が述べられているが、憲法二一条の表現の自由に関しては、あまり議論が活発的な議論がされていないと感ぜられる。

私見としては、憲法九条同様、憲法二一条の粗雑さは目に余ると思われる。特に、憲法二一条は、憲法九条と同様かなり特殊な条文ではないかと考えている。その背景としては、表現の自由は民主主義国家にとって自明なものだと理解されているからではないだろうか。したがって、「一切の表現の自由は、これを保障する」という文言に異論を

唱えるべきではないか、という考えが根底にあるからではないだろうかと思うのである。

しかし、一国の基本法である憲法が、大東亜戦争（以下、第二次世界大戦と呼ぶ）に敗れたためにGHQ（連合国最高司令部）から、脅迫のような形で押付けられたというか、日米の合作という歴史的な事実の上に制定されたと見るべきかは議論の余地があるとしても、GHQの圧力によって一国の憲法が成立したという現実には直視しなければならない。日本国憲法は制定過程があまりにも不自然であるが故に、年数を重ねるごとに綻びの程度が、ひどくなってきた。そのため、安倍晋三氏が総理大臣に返り咲き、改憲論派も、最近、ようやく勢いづいてきた。

私見では、改憲に賛成の立場であるが、安倍総理が主張する「戦後レジームからの脱却」には反対の立場である。戦後レジームとは、第二次世界大戦以降の枠組みから脱

却することである。その手段の一つとして、安倍総理が主張するような意味で、日本国憲法を改正することに対して、反対なのである。

なぜ反対なのか。その理由は、日本国憲法を改正するならば、第二次世界大戦の敗北をスタート時点にするのではなく、明治の時代をスタート時点にするべきだと思うからである。

今日の国家体制の多くは、明治時代に築かれたものであり、その残滓は多々残っている。明治という時代は、欧米列強の植民地化を免れる為に近代化を推進した時代であり、大日本帝国憲法（以下、明治憲法と呼ぶ）を制定し、世界的に見れば、日本の産業革命時代とも言えるかと思われる。すなわち、日本国の歴史上、栄光の時代であったが、この栄光は無念にも第二次世界大戦で敗北し、残滓は今日まで残っていると思われる。

戦後レジームからの脱却である憲法改正では、第二次世界大戦の敗北を癒すという意味合いはあるが、明治時代に築き上げた成功モデルが、現在では通用しなくなったことを自戒しないからである。

その象徴的なものは、明治憲法時に制定され、今日まで姿を変えて存在している中央集権制である。脱中央官僚制度の克服を再検討されなければならないのである。

したがって、GHQの圧力があったにせよ、日本国憲法も形式上は明治憲法七三条の改正である以上、憲法改正は日本国憲法ではなく明治憲法を改正の軸に考えなければならぬのである。

その際、明治憲法の条文は現在の世界情勢をみれば時代に合わないものも多々あるが、明治憲法を制定した先人の思いと熱意あるいは精神は、現在でも十分に通用するのである。本稿では、日本国憲法に対比した上で、明治憲法を再確認する意義は今日的な問題を論じるにあたり、我々に有益な指針を与えるかと考えている。

具体的には、日本国憲法二一条に規定されている「表現の自由」の条文の構造や文言を、日本人の歴史と伝統と文化の上に成立した明治憲法と比較し、問題点を浮き彫りにすることを目的としたい。

ただ、現在の日本国憲法を取り巻く社会環境も、日本国憲法制定時とは大きく変化しているので、その点は分けて論じていくことにする。すなわち、メディア社会とニュー・メディア社会における表現の意味についても触れることにする。

一、明治憲法における表現

(一) 明治憲法下における表現の現状について

明治憲法においても、現在の日本国憲法と同様に、表現の自由は認められていた。

しかし、明治憲法で認められていた「表現の自由」は「言論の自由」(言論著作印行)という名称であり、当然、名称も異なる以上、内容面でも相違があった。

【明治憲法】

第二六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信

書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印

行集会及結社ノ自由ヲ有ス

【日本国憲法】

第二二条 集会、結社及び言論、出版その他一切の

表現の自由は、これを保障する。

二 検閲は、これをしてはならない。通信の

秘密は、これを侵してはならない。

日本国憲法の「表現の自由」は、明治憲法が制定された後、世界各国で、人権意識が高まり、人権が拡大されて

いったという時代背景がある。そのため、明治憲法と日本国憲法を単純に比較するのは妥当ではないのである。

なぜならば、法制度を比較する場合、現在から過去を比べれば、人権制度などは明らかに劣るのは必然だからである。

このような点を考慮に入れずに、一方的に、現在の価値基準から、明治憲法下での言論の自由には、「法律ノ範囲内ニ於テ」(明治憲法二九条)という法律の留保がついているため、限定的な自由でしかないのです、言論の保護が不十分という評価が下されている。

「法律ノ範囲内ニ於テ」に関して、倉山満は、「今の憲法学では、帝国憲法はそもそもが『臣民の権利』は天皇の恩恵として与えられたにすぎず、しかも法律の留保によって、自由に制限ができた、と書くのが通例です。…：帝国憲法では、議会が定めた法律で制約します」と述べる。

倉山満の批判は、当時、他の大陸法国家でも明治憲法と同じような運用だったので、明治憲法だけが他の諸外国法に比べて、自由に人権を制約していたように論じる考え方に反対するものである。

私見も、倉山満と同じ解釈の立場に立つものである。

(二) 大学入学試験における「法律の留保」の解釈について

誤解のある「法律の留保」の解釈は、最近の入学試験（私立中学、高校、大学など）などで、「法律の留保」に対する誤った評価が、拡大再生産されている。

それは、明治憲法下では、言論の保護が不十分という評価が正しい、と入学試験を通して、自然に、国民に植えつけていく過程が存在しているためである。

この点、倉山満が、非常に重大な問題提起をしている。そこで、多少、引用が長くなるが、引用をする。

倉山満によれば、「二〇〇五年の東京大学入試（前期）の日本史第四問です。この問題は、吉野作造の論文『憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず』の一部を読んで設問に答えるというものです。引用されているのは次の箇所です。

憲法は其内容の主なるものとして（イ）人民権利の保障、（ロ）三権分立主義、（ハ）民選議院制度の三種の規定を含むものでなければならぬ。仮令憲法の名の下に、普通の法律よりも強い効力を附与せらるる国家統治の根本規則を集めても、以上の三事項の規定を欠く時は、今日之を憲法とはいわぬようになって居る。

（中略）つまり此等の手段によって我々の権利義務が保護せらるる政治を立憲政治というのである。

そして、設問は次のようになっていきます。

大日本帝国憲法と日本国憲法との間には共通点と相違点とがある。たとえば、いずれも国民の人権を保障したが、大日本帝国憲法では法律の定める範囲内という制限を設けたのに対し、日本国憲法にはそのような限定はない。（後略）

この設問を読むと、出題者が吉野の論文をまったく理解していない、それどころかおそらくまともに通読さえしていないことがわかります⁽³⁾と述べる。

続けて、倉山満は、「なぜならば、引用箇所のすぐあとで、吉野作造は『法律の留保』こそが文明の証であり、大日本帝国憲法がまっとうな憲法であることの証である、と言っているからです⁽⁴⁾」と主張する。

その論拠として、倉山満は、「『重大な権利義務は政府が議会に相談することなしに勝手に定めることはせぬ、必ず法律で定めると云う様な規定は、各国の憲法に於て其最も重要な部分は普ねく掲げられて居る所のものである。法律で定めるといふのは即ち議会が参与するということである。議会が此事に与かるのは、取りも直さず、議会に代表者を送る所の人民が間接に此重要な問題の議定に容喙す

るを得るので、従って人民は間接ながら自家の権利自由を自ら保護する事が出来る理屈になる」と論文の箇所を示すのである。

最後に、倉山満は「これが『法律の留保』に対する吉野作造の理解です。法律の留保とは人民の権利自由を政府に勝手に制約させないための規定であり、法律の留保があるからこそ人民はみずから権利義務を守ることができる、と吉野ははっきり言っています」と述べる。

倉山満の主張を検証して見ると、吉野作造は、「議会上に代表者を送る所の人民が間接にこの重要な問題の議定に容喙するを得るので、したがって人民は間接ながら自家の権利・自由をみずから保護することが出来る理屈になる。こういう趣旨でこの種の規定は、今日、各国の憲法に通用の特徴となつて居るのであろう。……だいたいにおいてはこの種の規定は近代憲法には欠くことができないものとなつて居る」と述べているため、倉山満の指摘は正しいのである。

私見では、吉野作造が、「法律の留保があるからこそ人民はみずからの権利義務を守ることができる」という主張した根拠として、以下の点を挙げることができる。

明治初期までは、政府内でも天賦人權論は公認されており、明治憲法に人權規定を設けること自体は、政府内でも

早くから決定されていた⁽⁸⁾。

ところが、自由民権運動の勢いが増すにつれて、「政府は『臣民の権利は天皇が与えるもの』という一種の法実証主義にいわば変節した⁽⁹⁾」ため、「臣民の権利義務」自体は政府の思想的な方針転換しただけのことなのである。

その際に、無制限の自由を与えることは、結果的に自由を守ることができないと政府が判断をして、法律の留保という制限を与えたかと思われる。

したがって、明治憲法における法律の留保とは、吉野作造の理解と同様に、憲法によって直接的に権利保障を定めないで、法律による保障に委ねる、という無条件ではないという程度の軽い制限なのである。

具体的には、法律の留保とは、「行政権による人権侵害は許されないが、立法権が同意すれば構わない、即ち議員こそ人権の最後の護り手だという思想に立っている。米国の違憲立法司法審査制を採用しなかったこと⁽¹⁰⁾の思想に基づく」のである。

裁判所に信頼を置く米国流の違憲立法審査制を採用しなかったのは、この時代、日本の憲法や法律のモデルは、ヨーロッパ諸国の考えである大陸法が、主流であったからである。明治憲法も大陸法がベースであったため、法律を制定する議会こそが国民を守る砦であり、国民からの信頼

も議会にあったのである。そのため、吉野作造の理解は正しいのである。

国際人権規約など人権問題に熱心なヨーロッパは、第二次世界大戦以降、米国の影響を受けて、人権は法律による保障から憲法による保障になったのである。

二、日本国憲法における表現

(一) 表現 (expression) の意味について

明治憲法と違い、日本国憲法では「表現」が何を指すのか不透明である。通常、「expression」は、広義の意味では「表現」を指すが、狭義の意味では「表明」の意味で用いられるのである。

表明とは、自分の考え・決意などを、はっきりあらわし示すことである。具体的には、表明は「引退を表明する」など、情報伝達という行為そのものである。

つまり、他者に言論行為を原則に、何かを伝えることである。したがって、その意味は極めて厳格であるため法律用語に馴染むのである。

それに対して、表現とは、心理的、感情的、精神的などの内面的なものを、外面的、感性的形象として客観化することである。

客観的形象としては、表情・身振り・言語・記号・造形物などを指す場合もあるので、その範囲は無限になる恐れがある。具体的には、「感情を表現するとか」、「全身で表現する」とかで、情報伝達の形式である。

したがって、いかに伝えるかで意味的には無限定なため、言葉の意味を限定的に考える法律用語としては、馴染まない言葉である。

日本と同じように、表現の自由を憲法上に規定している、ドイツ連邦共和国基本法第五条一項では、「何人も、言論、文書および図画をもって、その意見を自由に発表し、および流布し、ならびに一般に入手できる情報源から妨げられることなく知る権利を有する」と規定する。

また、ベルギー国憲法第一九条では、「信仰の告白、その公共の場での行使の自由およびあらゆる事項に関する意見表明の自由は保障される。ただし、これらの自由行使時になされた犯罪の処罰を除く」と規定する。

さらに、スウェーデン憲法第二章「基本的自由および権利」第二条では、「すべての市民は、行政との関係において、あらゆる政治的、宗教的、文化的その他の関係における意見の表明を強制されることから保護されなければならない。さらに市民は、行政との関係において、意見形成のための集会もしくは示威運動その他の意見の表明に参加すること

は強制されず、または政治結社、宗教団体その他の第一段に掲げるこれらの意見のための団体に属することを強制されることから保護されなければならない」と規定する。⁽¹³⁾

これら三方国の範囲でも、「表現」の意味は意見表明の意味で用いられていることが、確認できるのである。

現在の日本国憲法では、「表現の自由」の表現を広義の意味で、解釈していると思われる。このまま広義の意味で解釈し続けるならば、それは、どこまでも拡大解釈による解釈改憲が続くことになる。そのような状況下は、行政府による恣意的な解釈が行われていても、司法府による有効な救済が絶望的になる恐れがあることを指摘しておきたい。

このような状況を是正するために、憲法改正の際には、拡大解釈を生むような文言は避けなければならない。具体的には、多義語になる表現という用語を避けるか、明治憲法二十九条のように言論など限定的な意味に捉えられるようにしなければならぬのである。

私見では、明治憲法二十九条のように限定的な意味の方が法的な安定性があるため望ましいと考える。

(二) 「表現の自由」という呼称を広めた人物は誰なのか

日本国憲法は、GHQ民政局が憲法草案（マッカーサー

草案）を作成したものを日本政府が追認して、形式的には明治憲法七三条による改正規定で有効に成立したのである。だとすれば、マッカーサー草案に関わった者達は、米国憲法には「表現の自由」という概念が存在しないことは、自明かつ周知の事実であったはずであった。それにも関わらず、日本国憲法では、「表現の自由」という概念になっている。

GHQは、日本国憲法で「表現の自由」を根づかせるために、表では明治憲法七三条による改正で正当性を担保していたが、その裏では厳しい検閲という違憲行為をしていたのである。

この点、江藤淳によれば、「米国は、かかる憲法を日本人に採択させ、そのことよって少なくとも建前の上では、日本の言語空間を、合衆国憲法修正第一条の保障する言語空間と、ほぼ等質なものに改造したはずであった。しかし、その当の米占領軍当局が、みずから大規模かつ徹底的な検閲を実施し、しかもその事実を秘匿しつづけているということは、どう考えても辻褄の合わぬ話というほかない」と述べる。⁽¹⁴⁾

合衆国憲法修正第一条の立法趣旨に関して、チャフィーによれば、合衆国憲法の「言論表現の自由とは、英国の場合のように行政府による事前検閲からの自由にとどまらず、

立法府による規制的立法からの自由をも意味するものでなければならぬ¹⁵⁾」と指摘するのである。

【米国憲法】

修正第一条「信教・言論・出版・集会の自由、請願権」

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穏に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。¹⁶⁾

明治憲法二九条では「言論著作印行……ノ自由ヲ有ス」とあり、米国憲法と同様、「言論の自由」であった。

伊藤博文は、「立憲の国は、其の変じて罪惡を成し又は治安を妨害する者を除く外、総て其の自由を予へて以て思想の交通を發達しめ、且以て人文進化の為に有益なる資料たらしめざるはなし¹⁷⁾」と明治憲法の注釈書で説いている。

日本国憲法制定時には、「expression」の訳は、宮沢俊義を始め、原則として「言論の自由」と解していた。

その後、宮沢俊義は、「『言論の自由』は本来、口頭によるものを、『出版の自由』は印刷物によるものをいうのであるが、……『言論の自由』というのが、通例であり、またこれを『表現の自由』ということもできる¹⁸⁾」とも述べている。

では、誰が今日、日本国憲法で自明として使用されている、「表現の自由」（憲法二二条）というフレーズに変更したのであろうか。

この点、青山武憲は、「わが国を代表した憲法学者の著書について見てみると、たとえば、宮沢俊義「憲法Ⅱ」（新版）は、『表現の自由』『集会・結社の自由』『通信の秘密』、伊藤正巳「憲法」（新版）は、『集会・結社の自由』『言論・出版の自由』、田上稜治『入門憲法』（改訂新版）は、『意見形成および意見発表の自由』『集会および結社の自由』、そして芦部信喜「憲法」（新版）は、精神的自由権（二）-『表現の自由』と題している。……憲法の著者によってテーマが異なるのは、その規定の意味するところが、必ずしも明らかではないからである。その規定の仕方および内容の不明確さが、多くの者をして、その解釈を別様にし、テーマを異にさせているのである¹⁹⁾」と述べる。

そして、青山武憲は、「わが国の最近の憲法学会に最も影響力を有した故芦部信喜の著書において、日本国憲法二一条が『表現の自由』と題されているのは、もしかしたら、アメリカ合衆国の憲法学会における理解の仕方の影響を受けたからかも知れない。教授のアメリカ合衆国の憲法あるいは憲法学会との関わりは、かなり密であったようだからである²⁰⁾」という推論を立てている。

私自身、青山武憲の推論は、正しいという立場である。

東大法学部で芦部信喜の前任者である宮沢俊義は、フランス憲法を専攻しているので、大陸法系の学者である。『コンメンタール日本国憲法』でも確認ができるが、おそらく「言論の自由」という表記を宮沢俊義自身も、原則として使用していたと思われる。

それに対して、芦部信喜にいたっては、青山武憲が指摘するとおり、アメリカ憲法を専攻していた事情のためか、ドイツ法・フランス法を母胎とする大陸法系の表記と、完全な決別をしている。

青山武憲の推測に、さらに私見を加えるならば、芦部信喜は明治憲法の母胎であるドイツ法に対して、日本と共に敗戦したドイツに嫌悪感を抱いていたのではないだろうか、と思えてならないのである。

芦部信喜の『憲法』（新版）の項目を見ても、人権規定が異常に多い構成になっている。これは、米国が日本に押し付けた憲法九条に次いで、米国憲法には規定がない「表現の自由」を芦部信喜経由で、日本に根付かせようとしていたかもしれないのである。

(三) ニュー・メディア社会における表現

「表現」の概念は、現代社会は、従来のメディア社会か

らニュー・メディア社会に移行しているために、より「表現」が広がり、判断が困難っている。

本稿では、メディア社会とは、インターネットなどの新しい通信技術社会と対比して、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのメディア（旧伝達媒体）が主流の旧伝達媒体社会を指すものとする。

旧伝達媒体社会では、マス・メディアが情報を独占的もしくは寡占的に支配していた。情報の流れは、マス・メディアから国民の側に一方向的（上から下）に流れる仕組みの社会構造であった。

それに対して、マス・メディアとは、ニクラス・ルーマンによれば、「複製のための技術的手段を利用してコミュニケーションを伝播する社会のあらゆる装置を包括するもの⁽²¹⁾」と定義する。本稿では、新聞社、テレビ局、出版社などの営利企業（法人）を指す、という意味で使用することにする。

また、ニュー・メディア（新伝達媒体）とは、IT（情報技術）の進歩による伝達媒体を呼ぶことにする。例えば、インターネット（世界中の網）、blog（Web上の日記）、SNS（コミュニケーション型のインターネットサイト）が挙げられる。SNSの代表的なものとしてLINEやFacebookがある。

表1 情報の所有形態の歴史的な変遷

	メディア社会				ニュー・メディア社会
時代区分	原始社会	中世社会	近代社会	現代社会	情報化社会
情報の所有者	大衆	教会・支配者	政府・軍	政府・大企業・マスコミ	政府・マスコミ・大企業・国民
情報の所有形態	共有	独占		寡占	共有
情報の流れ	制限無し	送り手から受け手への一方的な流れ			双方向
情報の伝達形式	口頭	印刷物	マス・メディア		特に、LINEやFacebookなどのSNSが主流

林紘一郎『インフォコミュニケーションの時代』（中央公論社、1984年）19頁－21頁をもとに加筆修正をした。

表2 情報伝達の歴史的な変遷

	区分	始期	終期	情報伝達形式	制約の克服
メディア社会	第一期	言語の使用	文字の発明	大声・のろし、地域文明	言語による相互理解
	第二期	文字の発明	印刷の発明	飛脚（郵便）、都市国家とその版図	文字による情報の伝達
	第三期	印刷の発明	電信の発明	印刷（出版）	文字による情報の伝達の大量伝達と蓄積
	第四期	電信の発明	テレビの発明	パーソナル・電子メディア	時間と空間を克服した情報の伝達
	第五期	テレビの発明	インターネットの商用化	マス・メディア	世界規模の即時・大量情報の伝達
ニューメディア社会	第六期	インターネットの商用化（実用化）	次世代技術の出現待ち中（限界かも）	コンピュータ通信（携帯電話、スマートフォン、iPad）	メディアとメッセージの自在な組み合わせが可能

林紘一郎『情報メディア法』（東京大学出版会、2005年）3頁をもとに加筆補足をした。

想定するニュー・メディア社会とは、インターネットなどの高度情報通信ネットワーク社会を指すことにする。高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（第二条）によれば、ニュー・メディア社会とは、「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう」と定義している。

ニュー・メディア社会では、IT技術の進歩により、表現の伝達形式は日進月歩変化するという問題が、常に内在するのである。

そのため、明治憲法二九条のように「言論」に限定すれば、混乱は減少できるのではないかと思われる。

あるいは、日本国憲法でも「表現」を表明（狭義の意味）という意味に限定

すれば混乱の危惧は減るかと思われる。

表現を広義の意味で捉えるならば、情報の伝達形式には様々な意味が存在するため、有害な表現なども内包される。その結果、本当に、表現といえるか否かの判断が、極めて困難になるのである。

(四) 通信の秘密と表現

明治憲法二六条が、通信のうち「信書の秘密」のみを保障しているが、おそらく、ニュー・メディア社会のように通信手段が発達した場合でも、否定をする趣旨ではない、と思われる。

そのため、日本国憲法は迷走しているのである。それは、二一条一項に「表現」の自由を規定しながら、二項には他人に知られたくない私生活における秘密、すなわち、表現をしない領域を保護する通信の秘密がある点は、論理矛盾である。

それに対して、明治憲法には、このような論理矛盾はないのである。明治憲法の制定時の環境から判断すれば、現在のような時代環境には、直接的には合わないが、立法趣旨は合致するものも多々ある。

したがって、再度、私見を繰り返すが、憲法改正の議論としての前提は明治憲法を制定した立法者の思いを斟酌し

た上で進めるべきだ、と述べておくことにする。

通信の問題では、すでに日本国憲法が想定した範囲を超えているのである。なぜならば、一九九〇年以降、IT技術の急速な進歩によって、放送と通信の融合化現象が進み両者の境界が曖昧になってきたからである。

そして、この状況はインターネットの登場で決定的となった。インターネットは、一対多、もしくは多対多といった、不特定多数が関与する通信を実現させた。

さらに、インターネット放送などで、通信上の放送をも現実化させてしまったのである。

通信は、一対一のパーソナルコミュニケーション(対人的コミュニケーション)を主体とし、媒体としては電話や郵便が想定されてきたのである。

それに対して、放送は、不特定多数に対して電波で情報を伝送するコミュニケーション形態で、媒体としてはテレビやラジオといったマス・メディアを想定してきたのである。

松井茂記は、解決策として、「インターネットの利用形態のうち電子メールには通信の秘密を保障し、メーリングリストやメールマガジン、掲示板や会議室の利用、ウェブページの利用については、表現の自由の保護を認めるべき」⁽²³⁾だと主張する。

ニュー・メディアの登場によって、表現の自由における「表現」は大きく変わったのである。

ニュー・メディア社会では、携帯電話やスマートフォンによるメール、PC（パソコン）による電子メールが日常的に利用されている。そこで使用される絵文字などについては、表現を吟味しておかなければ、どこまで表現として取扱うかなど課題は山積となる。

このようなニュー・メディアに対しては、今日の「表現」という概念では明確な法的な判断がつかず、著作権法などの知見を参考にしないと解釈ができない状況にある。これは「表現」という概念の曖昧さが招く問題である。

このような未知の問題を克服するためには、明治憲法の知恵が大きな示唆を与えてくれるかと思われる。

おわりに

明治憲法を悪役にしたのは、治安維持法など表現を制限したテーマが挙げられる。治安維持法などによって、明治憲法では言論の自由の侵害が著しかったという批判が、今日まで席卷をしている。

最近、牧太郎の「日本は危うい！『治安維持法』復活の気配まで⁽²⁴⁾」という週刊誌に連載ものを目にした。その内容は、最近、治安維持法を肯定的に捉える向きが増えてきて

いるので、日本は戦前に逆戻りになりそうである、という趣旨のものである。

あの時代に逆戻りしてはならないというは、反対派がいつも主張するパターンである。牧の主張を好意的に読めば、明治憲法および明治時代に対する偏見が、ようやく国民議論として起きてきた証かと感じたのであった。

今回の論稿では、第一に、日本国憲法に対して明治憲法は「法律の留保」があるため劣っているという評価があるが、吉野作造の論文を題材に、明治憲法は劣ってはいなかったことを指摘した。

第二に、戦後、日本国憲法の「表現の自由」は、GHQの言論統制による残滓に呪縛されている点を指摘した。

第三に、日本国憲法の母体である合衆国憲法にはない「表現の自由」という怪しい表現を推進した人物は誰なのかについて指摘をした。この点、日本国憲法の制定過程であまり議論されて来なかった点でもあり、意図的に避けて来た論点でもあった。

第四に、紙ベースを主体とした旧来のメディアである表現と、SNSなどのインターネットにおける表現を考えるにあたり、明治憲法における表現の意味づけは参考になったことを指摘した。それは、通信の秘密と表現でも同様であった。

- (1) 『国民の憲法』要綱『産経新聞』産経新聞社（平成二五年四月二六日「朝刊」一四版）一面。後に、産経新聞社編『国民の憲法』（産経新聞出版・二〇一三年）に内容が収められている。
- (2) 倉山満『帝国憲法の真実』（扶桑社新書・二〇一四年）一八四～一八五頁。
- (3) 倉山満『常識から疑え！山川日本史 近現代史編上』（ヒカルランド・二〇一三年）二四～二五頁。
- (4) 同上・二四～二五頁。
- (5) 同上・二六頁。
- (6) 同上・二六頁。
- (7) 三谷太一郎編『日本の名著 四八 吉野作造』（中央公論社・一九七二年）一〇二頁。
- (8) 岩倉具視「岩倉『大綱領』」筒井若水他『日本憲法史』（東京大学出版会・一九七六年）一〇四頁。
- (9) 筒井若水他『日本憲法史』（東京大学出版会・一九七六年）一三三頁。
- (10) 同上・一三三頁。
- (11) 永田秀樹「ドイツ憲法」阿部照哉他編『世界の憲法集「第四版」』（有信堂・二〇〇九年）二八一頁。
- (12) 武居一正「ベルギー憲法」阿部照哉他編『世界の憲法集「第四版」』（有信堂・二〇〇九年）四二五頁。
- (13) 平松毅「スウェーデン憲法」阿部照哉他編『世界の憲法集「第四版」』（有信堂・二〇〇九年）一五一頁。
- (14) 江藤淳『閉ざされた言論空間』（文春文庫・一九九四年）三二六頁。
- (15) 同上・六九頁。
- (16) 『About the USA』アメリカンセンター・レファレンス資料室の「アメリカ合衆国憲法訳」より。
<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/jusai-main.html>。
 平成二六年六月二五日、二二・三〇にアクセス。
- (17) 伊藤博文、宮沢俊義校註『憲法義解』（岩波書店・一九八九年）六〇～六一頁。
- (18) 宮沢俊義『コンメンタール日本国憲法』（日本評論新社・昭和三〇年）二四五頁。
- (19) 青山武憲「憲法改正問題（一五） 雑多すぎる日本国憲法二一条」『季刊現代警察（一〇三号）』（啓正社・二〇〇四年）五四～五五頁。
- (20) 同上・五五頁。
- (21) ニクラス・ルーマン（林香里訳）『マスメディアのリアリティ』（木鐸社・二〇〇五年）八頁。
- (22) 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成一三年一月六日施行）。
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/kihonhou/honbun.html>。
 平成二六年六月三日、一九・四五アクセス。
- (23) 松井茂記『マス・メディア入門（第五版）』（日本評論社・二〇一三年）三三三頁。
- (24) 牧太郎「牧太郎の青い空 白い雲」『サンデー毎日』（毎日新聞社・二〇一四年六月一五日号）二二九頁。
 （大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授）